

令和2年4月30日

保護者 様

春日部市教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る臨時休業の延長について（お知らせ）

このことについて、4月8日付けで「臨時休業を延長し5月7日に学校を再開する」とお知らせしたところですが、4月28日に埼玉県教育委員会教育長から、5月31日まで臨時休業を延長するよう市町村教育委員会に要請がありました。このため、本市におきましても臨時休業を延長し、下記のとおり対応することとします。

保護者の皆様には、重ねてご心配をおかけすることになりますが、ご理解ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 臨時休業日の延長について

- ・令和2年5月7日（木）から5月31日（日）まで、引き続き臨時休業日とします。

2 臨時休業中の対応について

（1）学校での一時預かり、校庭開放について

- ・学校での児童の一時預かり、校庭開放も実施する予定ですが、一時預かりについては、医療従事者等、やむを得ない事情がある場合に限りさせていただきます場合がありますので、ご理解ご協力をお願いします。
- ・今回の休業延長における放課後児童クラブにおける児童の保育は、午後3時からになりますので、入室している児童の一時預かりも午後3時まで学校で行います。入室以外の児童は、これまでどおり午後4時までお預かりします。
- ・詳細は、各学校からのメール配信、ホームページ等でご確認ください。

（2）休業中の生活・学習について

次の点について、ご家庭でのご指導をお願いします。

- ・早寝・早起き・朝ごはん、家庭学習、適度な運動など、生活のリズムを保つこと。
- ・検温、手洗い・うがい・咳エチケット等の感染症拡大防止と健康管理に努めること。
- ・不要不急の外出は、自粛すること。特に大型連休中は、家で過ごすことを基本とすること。
- ・学校から提示された学習課題に計画的に取り組むこと。また、学習支援サイト等の活用や、新しい教科書を使って自学自習に取り組むこと。

※なお、登校日は設けませんが、追加の課題の配布等、必要に応じて学校から連絡します。

3 学校再開について

- ・ 6月1日（月）の学校再開に向けて、準備をしております。日程等の詳細については、改めて学校からお知らせします。
- ・ 授業日の確保については、4月27日付け通知で「夏季休業日を短縮して授業を行う」とお知らせしましたが、今回の休業再延長を受けて、学校再開後の土曜日に授業を実施する予定です。具体的には改めてお知らせします。
※現時点において、夏季休業日をさらに短縮する予定はありません。

4 その他

- ・ 今後の連絡も、学校からのメール配信、ホームページへの掲載等で行います。引き続き、学校ホームページ等の内容に注視してください。
- ・ 臨時休業中の学校職員の勤務につきましては、感染症拡大防止のため、交代で自宅勤務等を行っておりますので、ご理解ください。